

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その
日曜日、
休日は、
日曜日)

目 次

◇ 告 示 土地改良事業計画の適否の決定(二件)

開発行為に関する工事の完了

建築基準法による聴聞(二件)

◇ 選管告示 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

◇ 公 告 農業改良普及員資格試験等の実施

告 示

鳥取県告示第五百二十九号

昭和五十一年六月一日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(槇原地
区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地
改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において

準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年七月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百三十号

昭和五十一年六月九日付けで日野町から申請のあつた土地改良(本郷地
区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地
改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において
準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年七月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百三十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年五月六日 鳥取県指令受都計第二百五十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市雲山字前田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市富安一丁目六番地四

有限会社 夏目不動産

代表取締役 夏目恵一

鳥取県告示第五百三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第九項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第十項の規定により告示する。

昭和五十一年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 聴聞の日時及び場所

昭和五十一年七月十三日 午前九時三十分から

鳥取市秋里二四六

鳥取県自動車整備振興会二階会議室

二 事案の内容

建築基準法第四十八条第三項ただし書（同法第八十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次の許可をしようとするものである。

1 申請者

鳥取市片原三丁目一四

株式会社宏栄

取締役社長 村上年光

2 建築物の位置

鳥取市覚寺下隅の内二八一

3 建築物の用途

製菓工場

4 工事種別

増築及び用途変更

5 建築物の構造

木造、鉄骨造及びコンクリートブロック造

6 建築物の面積

建築面積 七八八・一三平方メートル

延べ面積 七八八・一三平方メートル

鳥取県告示第五百三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第九項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第十項の規定により告示する。

昭和五十一年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 聴聞の日時及び場所

昭和五十一年七月十五日 午後一時三十分から

境港市上道町一六〇〇

境港市役所二階会議室

二 事案の内容

建築基準法第四十八条第二項ただし書の規定により次の許可をしようとするものである。

1 申請者

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県民生部保険課長 牧 耕一

2 建築物の位置

境港市上道町字山中二〇五三一六

3 建築物の用途

船員保険寮

4 工事種別

新築

5 建築物の構造

鉄筋コンクリート造

6 建築物の面積

建築面積 八九一・五七平方メートル

延べ面積 一八一三・一三平方メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十一年七月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

「鳥取県立西部養護老人ホーム 米子市東福原一三九三」を

「鳥取県立西部養護老人ホーム 米子市東福原一三九三」を鳥取県立

西部養護老人ホーム 米子市東福原一三九三

米子特別養護老人ホーム 米子市皆生字冲雁座一二三四の五」に改める。

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十一年七月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
自由民主党 鳥取市大郷支部	福井 義夫	枝川 正美	鳥取市松原八一ノ一	政党
自由民主党 鳥取市中ノ郷支部	神崎 一郎	山根憲次郎	鳥取市浜坂一七八	"
自由民主党 米子市五千石支部	内藤 良	田子 勇治	米子市福市七〇一	"

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十一年七月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政治団体の名称	異動事項	新	旧
鳥取県医師連盟	代表者	村江潤夫	小谷千弥
"	会計責任者	井崎太郎	岸田正紀

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

昭和51年7月9日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 試験期日 昭和51年10月20日から10月22日まで
- 試験場所 鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県庁第二庁舎大会議室
- 受験資格 条例第4条及び第5条による。
- 試験方法 条例第3条による。
- 受験願書の受付期間 昭和51年8月10日から9月9日まで（郵送の場合は、9月9日までの消印のあるものは有効とする。）
- 受験願書の提出先 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県農林部農業改良課
- その他 試験について不明な点は、鳥取県農林部農業改良課に照会すること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一冊月八百円（送料を含む。）】